

生活保護法

昭和二十五年五月四日 法律 第百四十四号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

令和三年六月十一日 法律 第六十六号

条項号:第八条

甲
第
54
号
証

更新前	更新後
-目次-	
施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～	
第一章 総則（第一条-第六条） 第二章 保護の原則（第七条-第十条） 第三章 保護の種類及び範囲（第十一条-第十八条） 第四章 保護の機関及び実施（第十九条-第二十九条の二） 第五章 保護の方法（第三十条-第三十七条の二） 第六章 保護施設（第三十八条-第四十八条） 第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条-第五十五条の三） 第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四-第五十五条の六） 第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七-第五十五条の九） 第十章 被保護者の権利及び義務（第五十六条-第六十三条） 第十一章 不服申立て（第六十四条-第六十九条） 第十二章 費用（第七十条-第八十条） 第十三章 雑則（ 第八十一条-第八十六条 ）	第一章 総則（第一条-第六条） 第二章 保護の原則（第七条-第十条） 第三章 保護の種類及び範囲（第十一条-第十八条） 第四章 保護の機関及び実施（第十九条-第二十九条の二） 第五章 保護の方法（第三十条-第三十七条の二） 第六章 保護施設（第三十八条-第四十八条） 第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条-第五十五条の三） 第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四-第五十五条の六） 第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七-第五十五条の九） 第十章 被保護者の権利及び義務（第五十六条-第六十三条） 第十一章 不服申立て（第六十四条-第六十九条） 第十二章 費用（第七十条-第八十条） 第十三章 雑則（ 第八十条の二-第八十七条 ）
-本則-	
施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～	
（医療扶助の方法） 第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。 但し 、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関★ 挿入 ★にこれを委託して行うものとする。 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。 4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり	（医療扶助の方法） 第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。 ただし 、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（ 以下「指定医療機関」という。 ）にこれを委託して行うものとする。 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。 4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり

師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。 ★新設★ ★新設★ ★7に移動しました★ 5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。 ★8に移動しました★ 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。 （昭二六法一一六・昭三九法一二〇・昭四五法一九・平二五法八四・平二五法一〇四・平三〇法四四・一部改正）	師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。 5 被保護者は、第二項に規定する医療の給付のうち、指定医療機関に委託して行うものを受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定医療機関から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるものとする。 6 前項の「電子資格確認」とは、被保護者が、保護の実施機関に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保護者の医療扶助の受給資格に係る情報（医療の給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保護の実施機関から回答を受けて当該情報を医療の給付を受ける医療機関に提供し、当該医療機関から医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることをいう。 ★旧5から移動しました★ 7 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び第四項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。 ★旧6から移動しました★ 8 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。 （昭二六法一一六・昭三九法一二〇・昭四五法一九・平二五法八四・平二五法一〇四・平三〇法四四・令三法六六・一部改正）
--	--

施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

（介護扶助の方法） 第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。））、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保	（介護扶助の方法） 第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。））、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保
--	--

健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。 3 前条第五項及び第六項の規定は、介護扶助について準用する。 （平九法一二四・追加、平一七法七七・平一八法八三・平二五法一〇四・平二六法八三・平二九法五二・平三〇法四四・一部改正）	健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。 3 前条第七項及び第八項の規定は、介護扶助について準用する。 （平九法一二四・追加、平一七法七七・平一八法八三・平二五法一〇四・平二六法八三・平二九法五二・平三〇法四四・令三法六六・一部改正）
---	---

施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

（出産扶助の方法） 第三十五条 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。 2 前項ただし書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。 3 第三十四条第五項及び第六項の規定は、出産扶助について準用する。 （平九法一二四・平一三法一五三・平二五法一〇四・一部改正）	（出産扶助の方法） 第三十五条 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。 2 前項ただし書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。 3 第三十四条第七項及び第八項の規定は、出産扶助について準用する。 （平九法一二四・平一三法一五三・平二五法一〇四・令三法六六・一部改正）
---	--

施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

（保護の方法の特例） 第三十七条の二 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十四条第六項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品、第三十二条第二項の規定により被保護者若しくはその親権者若しくは未成年後見人に対して交付する保護金品（以下この条において「教育扶助のための保護金品」という。）又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第二百九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者（教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下この条において同じ。）が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。 （平一七法七七・追加、平二五法一〇四・令二法四一・一部改正）	（保護の方法の特例） 第三十七条の二 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十四条第八項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品、第三十二条第二項の規定により被保護者若しくはその親権者若しくは未成年後見人に対して交付する保護金品（以下この条において「教育扶助のための保護金品」という。）又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第二百九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者（教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下この条において同じ。）が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。 （平一七法七七・追加、平二五法一〇四・令二法四一・令三法六六・一部改正）
---	---

施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～	
(報告の徴収及び立入検査) 第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。 2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 （平一六法一五〇・平一八法五三・平二五法一〇四・一部改正）	(報告の徴収及び立入検査) 第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。 2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 （平一六法一五〇・平一八法五三・平二五法一〇四・令三法六六・一部改正）
施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～	
(指定医療機関の義務) 第五十条 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。 （平一一法一六〇・平二五法一〇四・一部改正）	(指定医療機関の義務) 第五十条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。 （平一一法一六〇・平二五法一〇四・令三法六六・一部改正）
施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～	
(介護機関の指定等) 第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。 2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。 3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。	(介護機関の指定等) 第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。 2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。 3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

- 4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
- 5 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、**第五十条及び**第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、**第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と**、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中

- 4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
- 5 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、**第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。以下この章において「指定介護機関」という。）」と、同条第二項及び**第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、**第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。以下この章において「指定介護機関」という。）」と、同条第二項及び**第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定し

「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （平九法一二四・追加、平一一法一六〇・平一七法七七・平一八法八三・平二〇法四二・平二五法一〇四・平二六法八三・平二九法五二・令二法四一・一部改正）	た医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （平九法一二四・追加、平一一法一六〇・平一七法七七・平一八法八三・平二〇法四二・平二五法一〇四・平二六法八三・平二九法五二・令二法四一・令三法六六・一部改正）
---	---

施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

（助産機関及び施術機関の指定等） 第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。 2 第四十九条の二第一項、第二項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関（以下指定医療機関）とあるのは「助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関★挿入★」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、	（助産機関及び施術機関の指定等） 第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。 2 第四十九条の二第一項、第二項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下この章においてそれぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」という。）」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定
--	--

「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (平二五法一〇四・全改)	助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (平二五法一〇四・全改、令三法六六・一部改正)
--	--

施行日：令和三年六月十一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

(被保護者健康管理支援事業) 第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（以下「被保護者健康管理支援事業」という。）を実施するものとする。 ★新設★ ★3に移動しました★ 2 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業を行う場合について準用する。 (平三〇法四四・追加)	(被保護者健康管理支援事業) 第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（以下「被保護者健康管理支援事業」という。）を実施するものとする。 2 保護の実施機関は、被保護者健康管理支援事業の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、被保護者に対する健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）による健康増進事業の実施に関する情報その他厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めることができる。 ★旧2から移動しました★ 3 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業を行う場合について準用する。 (平三〇法四四・追加、令三法六六・一部改正)
---	--

施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。	第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）又は第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下この項において「指定医療機関等」という。）があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関等
--	--

2024/05/18 11:09	新旧比較表
3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。 (昭二六法一六八・平二五法一〇四・平三〇法四四・一部改正)	から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。 (昭二六法一六八・平二五法一〇四・平三〇法四四・令三法六六・一部改正)

施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

★新設★

(受給者番号等の利用制限等)

第八十条の二 厚生労働大臣、保護の実施機関、都道府県知事、市町村長、指定医療機関その他の保護の決定若しくは実施に関する事務若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務又はこれらに関連する事務（以下この項及び次項において「保護の決定・実施に関する事務等」という。）の遂行のため受給者番号等（公費負担者番号（厚生労働大臣が保護の決定・実施に関する事務等において保護の実施機関を識別するための番号として、保護の実施機関ごとに定めるものをいう。）及び受給者番号（保護の実施機関が被保護者に係る情報を管理するための番号として、被保護者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため受給者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、受給者番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、受給者番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、受給者番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る受給者番号等を含む情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

	一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。 二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。 5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。 6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。 (令三法六六・追加)
--	---

施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

★新設★	(報告及び検査) 第八十条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入って質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第二十八条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。 (令三法六六・追加)
------	--

施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

★新設★	(社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託) 第八十条の四 保護の実施機関は、医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保護者又は被保護者であつた者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。 2 保護の実施機関は、前項の規定により事務を委託する場合は、他の保護の実施機関、社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものと共同して委託するものとする。 (令三法六六・追加)
------	--

施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

★新設★	(関係者の連携及び協力) 第八十条の五 国、都道府県及び市町村並びに指定医療機関その他の関係者は、第三十四条第六項に規定する電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。 (令三法六六・追加)
------	---

施行日：令和三年六月十一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

第八十五条の二 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 (平二五法一〇四・追加、平三〇法四四・一部改正)	第八十五条の二 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 (平二五法一〇四・追加、平三〇法四四・令三法六六・一部改正)
施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～	
★新設★	第八十五条の三 第八十条の二第六項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 (令三法六六・追加)
施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～	
第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、★挿入★第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、★挿入★答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は★挿入★第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。 (昭二六法一六八・旧第八四条繰下、昭二九法二八・平九法一二四・平一一法一五一・平一八法五三・平二五法一〇四・平二六法八三・平三〇法四四・令二法四一・一部改正)	第八十六条 正当な理由がなくて第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第五十五条の六、第七十四条第二項第一号若しくは第八十条の三第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、正当な理由がなくて第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、同項若しくは第八十条の三第一項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくて第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項、第五十四条第一項若しくは第八十条の三第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 ★削除★ (昭二六法一六八・旧第八四条繰下、昭二九法二八・平九法一二四・平一一法一五一・平一八法五三・平二五法一〇四・平二六法八三・平三〇法四四・令二法四一・令三法六六・一部改正)
施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～	
★新設★	第八十七条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 (令三法六六・追加)
-改正附則-	
施行日：令和三年六月十一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～	
★新設★	附 則（令和三・六・一一法六六）抄

	(施行期日) 第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 〔前略〕第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則〔中略〕第十条〔中略〕及び第三十二条の規定 公布の日 二 〔省略〕 三 〔省略〕 四 〔省略〕 五 〔省略〕 六 〔前略〕第八条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）〔中略〕 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和五年政令第三三九号で同六年三月一日から施行〕 (検討) 第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (生活保護法の一部改正に伴う経過措置) 第十条 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第八条の規定による改正後の生活保護法第八十条の四第一項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。 (政令への委任) 第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
--	--

-その他-

施行日：令和三年六月十一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～

別表第一 （第二十九条関係） （平二五法一〇四・追加、平二四法一〇二・平二五法一〇五・平二六法二八・平二七法三一・平三〇法四四・平三〇法七一・一部改正）		別表第一 （第二十九条関係） （平二五法一〇四・追加、平二四法一〇二・平二五法一〇五・平二六法二八・平二七法三一・平三〇法四四・平三〇法七一・令三法六六・一部改正）	
一 総務大臣又は都道府県知事	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの	一 総務大臣又は都道府県知事	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
二 厚生労働大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による給付の	二 厚生労働大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による給付の

	支給に関する情報 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する情報 三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）による留守家族手当の支給に関する情報 四 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）による療養手当の支給に関する情報 五 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による給付の支給に関する情報 六 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する情報 七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報		支給に関する情報 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する情報 三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）による留守家族手当の支給に関する情報 四 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）による療養手当の支給に関する情報 五 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による給付の支給に関する情報 六 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する情報 七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報
三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報 二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報 三 健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する情報 四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報	三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報 二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報 三 健康増進法★削除★による健康増進事業の実施に関する情報 四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報
四 国土交通大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行う船員職業紹介、職業指導又は部員職業補導に関する情報 二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報 三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）による職業転換給付金の支給に関する情報 四 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十	四 国土交通大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行う船員職業紹介、職業指導又は部員職業補導に関する情報 二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報 三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）による職業転換給付金の支給に関する情報 四 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）による給付金

	二年法律第九十四号)による給付金の支給に関する情報 五 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)による就職促進給付金の支給に関する情報 六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)による給付金の支給に関する情報		の支給に関する情報 五 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)による就職促進給付金の支給に関する情報 六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)による給付金の支給に関する情報
五 税務署長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条から第二十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報 二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類(事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。)に関する情報	五 税務署長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条から第二十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報 二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類(事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。)に関する情報
六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 五 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 六 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報	六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 五 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 六 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報
七 都道府県知事又は市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関	七 都道府県知事又は市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関

	する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報		算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
八 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する情報 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付の支給に関する情報 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の支給に関する情報 四 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の支給に関する情報 六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する情報 七 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	八 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する情報 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付の支給に関する情報 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の支給に関する情報 四 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の支給に関する情報 六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する情報 七 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
九 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する情報 二 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する情報 三 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する情報	九 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する情報 二 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する情報 三 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する情報
十 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報 二 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給	十 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報 二 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査

	又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報		及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報
十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報	十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報
十二 都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る。）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの	十二 都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る。）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
十三 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による手当等の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの	十三 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による手当等の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
十四 総務大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する情報 二 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報	十四 総務大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する情報 二 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報
十五 その他政令で定める者	その他政令で定める事項に関する情報	十五 その他政令で定める者	その他政令で定める事項に関する情報
備考 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。 一 一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び十四の項下欄の厚生労働省令 総務大臣 二 三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働		備考 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。 一 一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び十四の項下欄の厚生労働省令 総務大臣 二 三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 法務大臣	

省令 法務大臣 三 四の項下欄の厚生労働省令 国土交通大臣 四 五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 財務大臣 五 八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 文部科学大臣 六 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣		三 四の項下欄の厚生労働省令 国土交通大臣 四 五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 財務大臣 五 八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 文部科学大臣 六 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣	
施行日：令和六年三月一日～令和三年六月十一日法律第六十六号～			
別表第一 （第二十九条関係） （平二五法一〇四・追加、平二四法一〇二・平二五法一〇五・平二六法二八・平二七法三一・平三〇法四四・平三〇法七一・令三法六六・令四法七六・一部改正）		別表第一 （第二十九条関係） （平二五法一〇四・追加、平二四法一〇二・平二五法一〇五・平二六法二八・平二七法三一・平三〇法四四・平三〇法七一・令三法六六・令四法七六・一部改正）	
一 総務大臣又は都道府県知事	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの	一 総務大臣又は都道府県知事	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
二 厚生労働大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による給付の支給に関する情報 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する情報 三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による留守家族手当の支給に関する情報 四 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による療養手当の支給に関する情報 五 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による給付の支給に関する情報 六 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する情報 七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報	二 厚生労働大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による給付の支給に関する情報 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する情報 三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による留守家族手当の支給に関する情報 四 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による療養手当の支給に関する情報 五 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による給付の支給に関する情報 六 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する情報 七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報
三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報 二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同	三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報 二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同

	法附則第二条第一項に規定する特例 給付の支給に関する情報 三 健康増進法による健康増進事業 の実施に関する情報 四 戸籍又は除かれた戸籍に記載し た事項に関する情報		法附則第二条第一項に規定する特例 給付の支給に関する情報 三 健康増進法による健康増進事業 の実施に関する情報 四 戸籍又は除かれた戸籍に記載し た事項に関する情報
四 国土交通大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省 令で定めるもの 一 船員職業安定法（昭和二十三年 法律第百三十号）による地方運輸局 長（運輸監理部長を含む。）が行う 船員職業紹介、職業指導又は部員職 業補導に関する情報 二 道路運送車両法（昭和二十六年 法律第百八十五号）第四条に規定す る自動車登録ファイルに登録を受け た自動車に関する情報 三 漁業経営の改善及び再建整備に 関する特別措置法（昭和五十一年法 律第四十三号）による職業転換給付 金の支給に関する情報 四 国際協定の締結等に伴う漁業離 職者に関する臨時措置法（昭和五十 二年法律第九十四号）による給付金 の支給に関する情報 五 船員の雇用の促進に関する特別 措置法（昭和五十二年法律第九十六 号）による就職促進給付金の支給に 関する情報 六 本州四国連絡橋の建設に伴う一 般旅客定期航路事業等に関する特別 措置法（昭和五十六年法律第七十二 号）による給付金の支給に関する情 報	四 国土交通大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省 令で定めるもの 一 船員職業安定法（昭和二十三年 法律第百三十号）による地方運輸局 長（運輸監理部長を含む。）が行う 船員職業紹介、職業指導又は部員職 業補導に関する情報 二 道路運送車両法（昭和二十六年 法律第百八十五号）第四条に規定す る自動車登録ファイルに登録を受け た自動車に関する情報 三 漁業経営の改善及び再建整備に 関する特別措置法（昭和五十一年法 律第四十三号）による職業転換給付 金の支給に関する情報 四 国際協定の締結等に伴う漁業離 職者に関する臨時措置法（昭和五十 二年法律第九十四号）による給付金 の支給に関する情報 五 船員の雇用の促進に関する特別 措置法（昭和五十二年法律第九十六 号）による就職促進給付金の支給に 関する情報 六 本州四国連絡橋の建設に伴う一 般旅客定期航路事業等に関する特別 措置法（昭和五十六年法律第七十二 号）による給付金の支給に関する情 報
五 税務署長	次に掲げる情報であつて厚生労働省 令で定めるもの 一 相続税法（昭和二十五年法律第 七十三号）第二十七条から第二十九 条までに規定する申告書、当該申告 書に係る国税通則法（昭和三十七年 法律第六十六号）第十八条第二項に 規定する期限後申告書、同法第十九 条第三項に規定する修正申告書又は 同法第二十八条第一項に規定する更 正通知書若しくは決定通知書に関す る情報 二 所得税法（昭和四十年法律第三 十三号）第百四十九条の規定により 青色申告書に添付すべき書類（事業 所得の金額の計算に関する明細書に 限る。）に関する情報	五 税務署長	次に掲げる情報であつて厚生労働省 令で定めるもの 一 相続税法（昭和二十五年法律第 七十三号）第二十七条から第二十九 条までに規定する申告書、当該申告 書に係る国税通則法（昭和三十七年 法律第六十六号）第十八条第二項に 規定する期限後申告書、同法第十九 条第三項に規定する修正申告書又は 同法第二十八条第一項に規定する更 正通知書若しくは決定通知書に関す る情報 二 所得税法（昭和四十年法律第三 十三号）第百四十九条の規定により 青色申告書に添付すべき書類（事業 所得の金額の計算に関する明細書に 限る。）に関する情報
六 都道府県知 事、市長又は福祉 事務所を管理する 町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省 令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及び 実施又は就労自立給付金若しくは進 学準備給付金の支給に関する情報	六 都道府県知 事、市長又は福祉 事務所を管理する 町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省 令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及び 実施又は就労自立給付金若しくは進 学準備給付金の支給に関する情報

	二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 五 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 六 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報		二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 五 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 六 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報
七 都道府県知事又は市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報	七 都道府県知事又は市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
八 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する情報 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付の支給に関する情報 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の支給に関する情報 四 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の支給に関する情報 六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する情報 七 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百	八 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する情報 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付の支給に関する情報 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の支給に関する情報 四 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の支給に関する情報 六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する情報 七 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百

	二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報		二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
九 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する情報 二 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する情報 三 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する情報	九 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する情報 二 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する情報 三 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する情報
十 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報 二 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報	十 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律★ 削除★第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報 二 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報
十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報	十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報
十二 都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る。）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの	十二 都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る。）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
十三 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による手当等の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの	十三 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による手当等の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
十四 総務大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定により	十四 総務大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定により

	なおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する情報 二 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報		なおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する情報 二 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報
十五 その他政令で定める者	その他政令で定める事項に関する情報	十五 その他政令で定める者	その他政令で定める事項に関する情報
備考 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。 一 一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び十四の項下欄の厚生労働省令 総務大臣 二 三の項下欄（第二号に係る部分に限る。）、六の項下欄（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び七の項下欄（第三号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 内閣総理大臣 三 三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 法務大臣 四 四の項下欄の厚生労働省令 国土交通大臣 五 五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 財務大臣 六 八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 文部科学大臣 七 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣		備考 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。 一 一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び十四の項下欄の厚生労働省令 総務大臣 二 三の項下欄（第二号に係る部分に限る。）、六の項下欄（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び七の項下欄（第三号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 内閣総理大臣 三 三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 法務大臣 四 四の項下欄の厚生労働省令 国土交通大臣 五 五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 財務大臣 六 八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 文部科学大臣 七 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣	

閉じる